

令和 7 年度実施
専門職大学院分野別認証評価報告書
(教育実践分野)

社会構想大学院大学
実務教育研究科

令和 8 年 3 月

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構

目次

I	分野別認証評価結果	1
II	領域ごとの評価	2
	領域Ⅰ	2
	領域Ⅱ	6
	領域Ⅲ	14
	領域Ⅳ	17
	領域Ⅴ	23
III	意見申立ておよびその対応	27
	【別紙】認証評価委員会	28
IV	参考資料	29
	※自己評価書の現況、特徴、目的・目標ならびに自己評価結果の概要は、原文の内容をそのまま転載しています	

I 分野別認証評価結果

社会構想大学院大学 実務教育研究科は、専門職大学院設置基準をはじめ関係法令に適合し、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合しています。

【判断の理由】専門職大学院評価基準を構成する 20 の基準をすべて満たしている。

- 主な優れた成果が確認できる取組として、次のことがあげられます。
 - 実務家教員の業績が適切に評価されています。
 - 全教員の授業が録画されており、それを誰もが観ることができます。これは教員相互の授業参観と同様の効果が期待できます。
- 主な特色ある取組として、次のことがあげられます。
 - 文部科学省の「持続的な産学協同人材育成システム構築事業（マッチング事業）」による実務家教員養成課程は、特色ある取組です。
- 主な改善が望まれる事項として、次のことがあげられます。
 - 地域や就職先等の関係者に対する意見聴取等および地域社会への貢献状況の分析を行い、外部関係者の評価やフィードバックを含めた多面的な学修成果把握の取り組みが求められます。
 - 実務教育関連の図書や学術雑誌の充実が求められます。特に、実務教育関係の専門書の充実が望まれます。
 - 新任の教員が加わることで予想されますので、シラバスの書き方に関する「初任者研修」が必要となります。

Ⅱ 領域ごとの評価

領域Ⅰ 教育実践大学院の目的および学修成果

基準Ⅰ-1 教育実践大学院の目的が適切に設定されていること。この目的には、当該教育実践大学院の育成しようとする人材像および個性・特色が明確に示されていること。

【評価結果】 基準Ⅰ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

I-1-1 教育実践大学院の目的が、理念と使命に基づいて、適切に設定されていること。
・教育の理念、目標、養成しようとする人材像が、教育実践に期待される職務遂行能力および関係法令を踏まえて、明確であることを確認する。

学校法人 先端教育機構 社会構想大学院大学は、コミュニケーションデザイン研究科、実務教育研究科、社会構想研究科の三研究科で構成されており、この分野別専門職大学院認証評価（教育実践分野）の対象は、実務教育研究科実務教育専攻（修士課程、以下「この研究科」と略します。）です。この研究科は2021年4月に設置され、修了生には実務教育学修士（専門職）が授与されます。

社会構想大学院大学は、「知の実践研究により社会の一翼を担う。」という理念に基づいて、大学院の目的を「広い視野に立って精深な学識を授け、研究教授を通して高度情報社会の課題解決力と価値創造力を有する高度な専門職業人の育成を目的とする。」（学則第1条）と掲げています。学則第4条第2項第2号には、「実務教育研究科は、建学の精神に則り、大学などの高等教育機関をはじめ専門学校等の専門職業人養成機関の教員の養成や、社会におけるあらゆる領域の新たな教育を切り開く人材の育成と資質向上をめざして、専門職業を担うための深遠な学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」と記載されています。自己評価書には、「実践の場で応用可能な知識を、学術的な理論と実務経験を往還しながら形成し、その知識の伝達と普及の仕組みを社会に実装することを企図したものである。」と説明されています。

以上から、この研究科の目的は、大学院の理念と使命に基づき適切に設定され、養成しようとする人材像およびこの研究科の特色が明確に示されています。

基準Ⅰ-2 【重点評価項目】教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

【評価結果】 基準Ⅰ-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

I-2-1 単位修得・卒業状況、資格取得等の状況の分析結果をもとに、教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。
・在学中の単位修得状況、進級率、成績評価の分布表等を確認する。
・標準修業年限内の卒業率および「標準修業年限 × 1.5」年内卒業率（過去5年分）を確認する。
・教育実践大学院の目的および卒業認定・学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する。

2024年度修了予定者（24名）から専門職学位論文が提出され、論文審査会が実施されました。最終審査会では、主査（1名）と副査（2名）が、①成績状況、②履修状況、③出席状況から構

成される「判定表」を基礎として、すべての委員が 60 点（100 点満点）以上と評価した場合に「合格」とする方式で評価します（詳細は分析観点Ⅱ-6-3）。最終審査の結果、24 名のうち、16 名が「合格（修了を認定するに足る水準の専門職学位論文である。）」、7 名が「条件付き合格（審査会における指摘箇所を修正した場合、修了を認定するに足る水準の専門職学位論文である。）」と判定されました。「条件付き合格」と判定された者は、指摘箇所を修正した専門職学位論文を 2 週間以内に主査の確認を経て「合格」と判定されました。「不合格」となった 1 名についても再審査により「条件付き合格」と判定され、主査の確認を経て「合格」と判定されました。この結果、最終的には 24 名全員が 2025 年 3 月に修了し、実務教育学修士（専門職）を取得しました。

以上により、成績状況、履修状況、出席状況等の確認と学位論文の審査によって、学修成果は、適切に把握され評価されています。

I-2-2 学生による授業評価や学生からの意見聴取の結果をもとに、教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

・学修の達成度や満足度に関するアンケート調査、学修ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学修成果の状況を確認する。

学生授業アンケートでは、学生の主体的な取り組みに関する項目（予習・復習や関連学修など）については、相対的に低い評価となっていますが、授業内容に関する項目に対する満足度は全体的には高い傾向となっています。さらに、アンケート結果を単に提示するだけでなく、その内容に関する解説と分析結果が記述されており、学修成果が適切に把握され評価されています。

この研究科の在学生・修了生は社会人経験者が多数であり（リスキリングやリカレント教育）、在学生・修了生のインタビューでは、各学生が、自らの学修内容・成果を振り返り、現在の職務に反映させていることが確認できました。

ティーチング・ポートフォリオについては、現在、導入が検討されています。

I-2-3 卒業後の進路の状況等の実績や成果をもとに、教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

・就職先・進学先の状況、就職率・進学率の状況が、教育実践の目的および卒業認定・学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。

・卒業生の活躍状況、各種コンペティション等の受賞状況等を確認する。

この研究科は設立から 5 年が経過したところで、修了生は多くはありませんが、2022～2025 年度修了生のうち就職希望者（55 名）の就職率は 100%です。就職先としては、教育、学習支援業、学術・開発研究機関など実務教育に関連した分野が半数以上を占めています（修了生の就職先業種、p. 4）。

分析観点 I-2-2 で言及しましたように、この研究科にはリスキリングを目的として入学した学生が多く、修了後のキャリアアップ、転職、部署変更など教育実務分野への就職者が多数です。なお、2023 年度の修了生のうち就職者は 6 名と 2022・2024 年度と比較して少なくなっていますが、修了生の多くがこの研究科の研究生となりました。

以上から、就職先・就職率は、この研究科の目的および卒業認定・学位授与方針に則して妥当であると判断します。

修了生の就職先業種

業 種	修了生数			修了生 合計
	2022 年度	2023 年度	2024 年度	
製造業	2	1	5	8
情報通信業	3	1	1	5
学術研究、専門・技術サービス業	5	－	1	6
教育、学習支援業	10	2	13	25
医療、福祉	－	－	1	1
その他のサービス業（保険業、金融業等）	3	2	2	7
国家・地方公務	2	－	1	3
合 計	25	6	24	55

I-2-4 卒業生、地域および就職先等の関係者からの意見聴取の結果をもとに、教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

- ・卒業後一定年限を経過した卒業生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。
- ・地域および就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。
- ・地域社会への貢献状況を確認する。

修了生アンケート調査（2025 年実施 回答数 19）結果は、おおむね良好であり、教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握され評価されています。

- ① 「大学院での学び全体を振り返って、総合的にどの程度満足しているか。」という設問に対しては、満足度の平均値が 9.1（10 点満点）と高く、修了生が学びに満足していることが窺えます。
- ② ディプロマ・ポリシー1（DP1）に対応する「実務上の課題発見・分析力の向上」に関する設問に対しては、84.2%の回答者が「非常によく役立った。」「役立った。」と回答しており、学修の有効性が示唆されます（5 件法）。
- ③ 「研究科で学んだ知識・スキルや培われた能力が、現在の業務において、社会動向との関連で考察したり、実証的調査を行ったりする上で役立っているか。」という設問では、全員が「非常によく役立った」「役立った」と回答しており、実務との高い関連性が確認されています。

地域や就職先等の関係者に対する意見聴取等および地域社会への貢献状況の分析は、現時点では実施されていません。今後、外部関係者の評価やフィードバックを含めた多面的な学修成果把握の取り組みが求められます。

以上の内容を総合して、「領域Ⅰを満たしている。」と判断します。

領域Ⅰの基準について

【優れた成果が確認できる取組】

- 特にありません。

【特色ある取組】

- 就職希望者の全員が就職しており、実務教育と関連した分野への就職が半数以上を占めています。さらに、研究科で学んだ知識・スキルや培われた能力が、現在の業務におい

て、社会動向との関連で考察したり、実証的調査を行ったりする上で役立っています。

【改善が望まれる事項】

- 地域や就職先等の関係者に対する意見聴取や地域社会への貢献状況の分析を行い、外部関係者の評価やフィードバックを含めた多面的な学修成果把握と評価の取り組みが求められます。

領域Ⅱ 教育課程および教育方法

基準Ⅱ-1 修了認定・学位授与方針が、教育実践大学院の目的に則して、具体的かつ明確であること。

【評価結果】 基準Ⅱ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-1-1 修了認定・学位授与方針が、教育実践大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること。

・修了認定・学位授与方針が、学生が身につけるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に示していることを確認する。

修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、以下のとおり、具体的かつ明確に策定されています。

実務領域における教育・人材育成を担う高度専門職業人として、実践知のプロフェッショナルとして成長するために、学生が修得すべき能力としては、「実践の理論」の創造および利活用に向けて、以下の4点が示されています。

- DP1 自ら携わる領域における固有の知識の社会的布置を見定める能力（問題を発見し、実証的調査を行う能力）
- DP2 経験や暗黙知を言語化・体系化し、実践の場での活用と深く結びついた固有の理論を創出する能力（理論的に思考する能力）
- DP3 創造した知識を効果的に伝達するための教育プログラムを構想する能力（社会を構想し提言する能力）
- DP4 自ら構想した教育プログラムに基づき、教育・研修を効果的に実践し、社会に実装する能力（教育を実践し社会に実装する能力）

この研究科の特色は、「実務家教員養成課程」です。専門職大学の設立に伴い、それぞれの職業分野の教育に携わる実務家教員の養成が喫緊の課題となっています。このため、文部科学省は「持続的な産学協同人材育成システム構築事業（マッチング事業）」を開始しており、この研究科は、このマッチング事業に参加しています。

基準Ⅱ-2 教育課程編成・実施方針が、修了認定・学位授与方針と一貫性があり、具体的かつ明確であること。

【評価結果】 基準Ⅱ-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-2-1 教育課程編成・実施方針と修了認定・学位授与方針とが整合的であること。

・教育課程の編成および実施の内容が、修了認定・学位授与方針に定められた学識、能力や素養を学生に獲得させ得るものとなっているかを確認する。

修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の4項目（DP1～DP4、分析観点Ⅱ-1-1）に対応して、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー、CP1～CP4）が、以下のように、整合性をもって定められています。

- CP1 自らが携わる実務や組織、産業の領域における固有の知識の社会的布置を社会動向との関連で理解し、反省的（リフレクシブ）に問い直す理論と方法を学修するための科目を配置する。

- CP2 自ら携わる実務や組織、産業の領域における実務経験を基礎とした実践知を言語化・体系化し、参照・比較可能な形式知へと変換するための理論および方法を学修するための科目を配置する。
- CP3 自ら携わる実務や組織、産業の領域における経験や暗黙知を言語化・体系化した実践知を、広く社会と共有するための理論および方法を学修するための科目を配置する。
- CP4 自らの実践と深く結びついた理論を効果的・効率的に伝達・普及するための教育の実践およびプログラムの構想のための理論および方法を学修するための科目を配置する。

理論的科目と実践的科目が有機的に配置され、段階的に履修できるよう編成された教育課程によって、学生が実務経験を通じて身につけた専門的知識と実践的な視野を基盤として、個々の学生の関心に応じて、専門的な学修を深める機会が提供されています。

Ⅱ-2-2 教育課程編成・実施方針が、①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針、③学修成果の評価方針を具体的かつ明確に示していること。

・教育課程の編成および実施方針に、上記①～③の各項目に係る記述が含まれているかを確認する。

- ① 教育課程の編成にあたっては、基礎科目、専門基礎科目、専門科目、教育実践科目、展開科目の5科目区分が段階的に編成されています。各科目の概要は下記のとおりです。
- 基礎科目 : 知識・社会・教育をめぐる基本的な概念とその背景を学修します。
 - 専門基礎科目 : 専門科目を履修する前段階にあたる学術領域や実践に関する基本的な概念や動向を学修します。
 - 専門科目 : 実践知の体系化およびその普及・活用において核となる専門的な学術領域や実践についての理論動向を学修します。
 - 教育実践科目 : 理論を効果的に伝達・普及し、社会実装を行うための理論や具体的な方法について学修します。
 - 展開科目 : 個別の学生の実務領域における課題に応じた理論の創造・伝達・普及の方法論を検討し、社会に実装可能な構想を作りあげるための実践的な科目です。
- ② 教育方法（授業形態）に関する方針については、高度な専門知識の体系化手法を実践的・体系的に学ぶ機会を提供する「講義」と、実践と結びついた理論の創造とその伝達・普及の効果的な方法を実践的に身につける「演習」に大別されます。いずれの科目においても、双方向の少人数教育が重視され、ディスカッション、ケース・スタディ、ワークショップ等の形式での授業が実施されています。これによって、体系的かつ実践的な理解に基づき、自ら携わる実務や組織、産業の領域に関する教育を構想するための的確な判断と柔軟な思考の修得機会が提供されます。
- ③ 学修成果の評価方針については、各科目の学修成果は、筆記試験、レポート試験、演習・実習成果等に加え、各科目の性格に応じて、授業内課題、質疑応答や討論への貢献状況、演習にあつては期間中の調査・準備の状況に基づいて成績評価されます。成績評価は100点満点で行われ、80点以上を優、70点～79点を良、60点～69点を可、59点以下を不可とし、優・良・可の成績に対して単位が認定されます。具体的な成績評価方法は、各授業科目シラバスに明示されています。

以上より、教育課程の編成方針、教育方法に関する方針および学修成果の評価方法については、それぞれカリキュラム・ポリシーに具体的かつ明確に示されています。

基準Ⅱ-3 教育課程が、修了認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して体系的に編成され、当該職業分野の動向にふさわしい内容および水準であること。

【評価結果】 基準Ⅱ-3 を満たしている。

Ⅱ-3-1 基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、段階的な教育を行うことができるように、教育課程が体系的に編成されていること。

- ・基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目が、段階的に順次学習できるように、体系的に編成され、教育課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていることを確認する。
- ・教育課程の編成、授業科目、修了要件等が、関係法令や修了認定・学位授与方針や教育課程編成・実施方針に則して編成されていることを確認する。
- ・教育課程の編成が、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等を反映したものであることを確認する。
- ・入学前の既修得単位の認定を実施している場合には、その実施規定と実施状況を確認する。

理論と実践の架橋をめざした学修を促進するために、基礎科目から展開科目までの5科目区分（分析観点Ⅱ-2-2）が体系的に編成されています。

基礎科目は、「知の理論」（1年次必修科目、実践と理論の架橋において重要な科目と位置づけられる。）、「社会学基礎理論」、「教育学基礎理論」、「人材育成の基礎」、「現代社会論」で構成されます。これらの科目によって、現代社会における知識のあり方を理解し、社会に遍在する暗黙知と学術的知見を体系化し、普及・活用する能力の基盤となる基礎的知識の修得を目指しています。

専門基礎科目は、専門科目履修の前提または補助となる学術領域や実践に関連する基礎的な概念ならびに議論や実践の動向を学修する科目で構成されており、カリキュラム・ポリシーのうちCP1、CP2、CP3（分析観点Ⅱ-2-1）に関連する科目です。

専門科目は、実践知の体系化およびその普及・活用のために核となる専門的な学術領域や実践についての理論やその動向を学修し、知識の社会的布置に関する分析・評価、実践と結びついた理論の創造・伝達・普及の実践的な方法論を構想する能力の修得をめざします。

教育実践科目は、実践と結びついた理論を効果的かつ効率的に伝達・普及するための教育の実践およびプログラム構想に関する理論と方法を学修する科目であり、すべての科目がカリキュラム・ポリシーのCP4（分析観点Ⅱ-2-1）に関連します。

展開科目は、学生それぞれの実務領域における課題に応じた理論の創造・伝達・普及の方法論を検討し、社会に実装可能な構想を構築するための実践的な科目です。探究を通じて、実務領域における知識と学術理論との融合を図り、社会に「実装」するための具体的な方法論が修得することができます。

Ⅱ-3-2 養成しようとしている人材像に即した授業科目が展開されていること。

- ・教育実践に必要な企業経営または技術経営の実務に必要な専門的な知識、専門職業の現場で必要とされる独自の判断力、論理的な思考力、応用能力等を修得させるとともに、高い倫理観および国際的視野をもつ専門職業人を育成するよう適切に編成されていることを確認する。

学生自らの実務経験や専門性に応じた専門的な理論動向の学修をめざして、① 知識社会領域、② 組織学習領域、③ 教育構想領域の三領域が設定されています（三領域の詳細は、分析観点Ⅲ-1-2を参照してください）。

① 知識社会領域の科目は、専門職業人の育成に携わる実務家教員等を、② 組織学習領域の科目は、組織内人材育成のプロフェッショナルをめざす者を、③ 教育構想領域の科目は、効果的な技能習得プログラムとそれに基づく事業を構想する教育産業・教育事業の担い手をめざす者を、それぞれを対象として開講されます。

三領域で育成をめざす人材は、デジタル社会や人生100年時代において求められる存在であり、教育課程には、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等が的確に反映されています。

Ⅱ-3-3 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的および体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっているとともに、到達目標に即した授業内容となっていること。

- ・各授業科目の到達目標が教育実践専門職大学院に相応しい水準であるとともに、授業科目の内容が到達目標に即したものであることを確認する。

シラバスには、各授業科目の到達目標や必要事項が明記されており、授業内容は、それぞれの到達目標に即した水準で構成されています。授業方法としては、グループディスカッションや討議などが積極的に採用され、学生の自主的学修が期待されます。授業は、オンラインまたはハイフレックス形式で開講されており、学生がそれぞれの授業内容を修得できるように工夫されています。

Ⅱ-3-4 段階的かつ体系的な教育の実施が理解できる資料が学生に周知されていること。

- ・段階的かつ体系的な教育の実施を理解できる資料が、学生に周知されていることを確認する。

基礎科目、専門基礎科目、教育実践科目、専門科目、展開科目の5科目群から構成されている教育課程は、段階的、体系的かつ発展的な内容を学べるように設計されています。これについては、大学院生便覧に明記されており、学期初めの導入集中授業「ガイダンス」においても説明されています。

基準Ⅱ-4 修了認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して、当該職業分野の動向を反映した授業形態・方法、学修指導法等が採用されていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-4 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-4-1 授業科目の区分、内容および到達目標に応じて、適切な授業形態・方法が採用され、授業の方法および内容が学生に周知されていること。

- ・授業の内容および方法等が、専門職大学院設置基準等各設置基準の規定を満たしており、それが学生に周知されていることを確認する。
- ・理論と実務を架橋した教育を行うことを基本として、少人数による双方向的・多方向的な授業方法、事例研究、現地調査などの実践的な教育が実施されていることを確認する。
- ・ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適切な人数となっていることを確認する。

授業形態が「講義」とされている科目においても、講義形式のみならずディスカッションやワークショップなど、アクティブ・ラーニングの手法が積極的に採用され、効果的な学修が促されています。教育課程においては、講義形式とアクティブ・ラーニング形式のいずれに重心を置くかによって、授業形態は「講義」と「演習」に分類されます。

具体的には、基礎科目に該当する授業では、研究科における学修の基盤となる基本的な概念や社会的背景を効果的に学修するため、「講義」形式が採用されています。専門基礎科目については、ディスカッションを多く採用している授業科目が「演習」として位置づけられています。学生自らの専門性や構想力を深めることを主眼とする専門科目では、多くの授業科目が「演習」として開講されていますが、理論動向の学修を主眼とする授業科目については「講義」とされています。展開科目は、学生個別の課題を具体的に深めていくことを目的としており、すべての科目が「演習」として開講されています。いずれの授業も、受講する学生数は適切な人数となって

います。

この研究科では、知識社会領域、組織学習領域、教育構想領域のそれぞれにおいて、最先端の実務の現場で活躍する実務家教員が多数任用されています。これにより、実務に関する事例研究をはじめ、学生の実務領域に応じた先端的な知識や実践的な知見が共有されます。

これらの内容は、大学院生便覧に明記されており、導入集中授業「ガイダンス」においても説明されます。

Ⅱ-4-2 単位の実質化への配慮がなされていること。

- ・1年間の授業を行う期間（定期試験等を含む）が、35週確保されていることを確認する。
- ・各授業科目が、10週または15週にわたる期間を単位として行われていることを確認する。
- ・各授業科目において、授業時間外の学修を促す措置が行われていることを確認する。
- ・履修登録科目に関する単位数の上限設定（CAP制）が行われている場合には、それらの実施状況を確認する。

多数の学生が社会人であることを考慮し、1年間の履修単位の上限は24単位に設定されています。これは、年間でおおよそ12科目、半期でおおよそ6科目の履修が可能な単位数であり、学修時間は平日夜間や土曜日を中心に想定されています。半期で6科目を履修する場合、授業時間数と同等またはそれ以上の自習時間の確保が可能であり、適切な学修の質が担保されるものと考えられます。

授業後の学習として、「コメントペーパー」や「ミニットペーパー」の提出が多数の授業科目で求められており、授業時間外の学修を促すための措置が講じられています。

Ⅱ-4-3 社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていること。

- ・社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていることを確認する。

学生生活に関連するすべての相談を受け付ける相談窓口が設置されています。教員はオフィスアワーを設けており、相談窓口と同様に、学生への対応が行われています。

多様な学修歴や職業歴をもつ学生に対する学修指導については、在籍学生数が少ないこともあり、総務・学生委員会や学生の要望を受けた教職員によって実施されています。学生は学生相談室や事務局への問い合わせ、教員のオフィスアワー等を通じて、必要な指導・助言を常に受けられる体制が整えられています。

基準Ⅱ-5 教育課程編成・実施方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施され、単位が認定されていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-5を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-5-1 成績評価基準が、修了認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して定められている学修成果評価の方針と整合性をもって、組織として策定されていること。

- ・成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。

成績評価基準は、教育課程編成・実施方針に記載されている「科目の学修成果は、筆記試験、レポート試験、演習・実習成果等に加え、各科目の性格に応じて、授業内課題、質疑応答や討論への貢献状況、演習にあつては期間中の調査・準備の状況に基づいて評価する。成績評価は100

点満点で行い、80 点以上を優、70 点から 79 点までを良、60 点から 69 点までを可、59 点以下を不可とし、優・良・可の評価に対して単位を認定する。」に則して策定されています。

この評価基準は、各授業科目のシラバスの「評価方法」欄に明記されており、授業ごとに設定された評価基準に基づき、成績評価が実施されます。その結果、優・良・可と評価された科目に対して単位が認定されます。

- Ⅱ-5-2 成績評価基準が学生に周知されていること。成績評価にあたり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等が学生に周知されていること。
- ・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

成績評価基準は、大学院便覧に明記されており、各科目の成績評価方法についてはシラバスに記載されています。学期開始初週のオリエンテーション期間において、授業担当教員から学生に説明が行われます。

- Ⅱ-5-3 成績評価基準に則して各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認されていること。
- ・学修成果の評価方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。
 - ・GPA (Grade Point Average) 制度を実施している場合には、その目的や実施状況を確認する。
 - ・個人指導等が中心となる科目の場合には、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。

成績評価基準および修了認定基準は、大学院生便覧等を通じて周知されており、各学期の成績評価票には当該学期までの通算 GPA が記載されます。これは、学生自身による学修成果の把握と、教職員による適切な修学指導の実現を目的としています。

以上より、成績評価基準に則して各授業科目の成績評価は組織的に確認され、単位認定が客観的かつ厳正に行われます。

- Ⅱ-5-4 成績評価に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること。
- ・成績評価に関する異議を受け付ける窓口、受付後の対応の手順、様式等について確認する。
 - ・申立ての内容およびその対応、申立ての件数等について確認する。
 - ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、検証できる状況にあることを確認する。

成績評価についての異議申立てに関する規程（規程 4-39 号）が定められています。異議申し立ては、事務局を窓口として学生からの問い合わせを受け付ける期間（成績評価後 1 ヶ月間）が設定されています。事務局は、問い合わせ内容について事務手続き上の問題がないことを確認し、教育研究委員会委員長（学監）に報告します。学監は、問い合わせ内容を精査した上で、必要に応じて担当教員から意見聴取を行い、成績評価の正確性が認められると判断された場合には、当該学生に結果が連絡されます。変更の必要があると判断された場合には、担当教員が事務局へ訂正届を提出し、成績評価が修正されます。

- Ⅱ-5-5 他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が定められていること。
- ・他の大学院において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定に関する規定が法令に従って定められていることを確認する。
 - ・編入学や秋入学への配慮、国内外の他大学院との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を行なっている場合には、それらの実施状況についても確認する。

他の大学院等において修得した単位および入学前の既修得単位の単位認定については、入学

前既修得単位等の認定に関する規程（規程 4-10 号）に定められています。

基準Ⅱ-6 修了認定・学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了認定が実施されていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-6 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-6-1 修了認定・学位授与方針に則して、修了要件が組織的に策定されていること。
・修了要件が組織的に策定され、専門職大学院設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。

修了認定基準としては、以下の 6 項目が設定されています（社会構想大学院大学 実務教育研究科 令和 6〔2024〕年度大学院便覧より）。これらは、この研究科の修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を充足するために必要不可欠な要件とされており、専門職大学院設置基準等で定められた要件と整合しています。

- ① 休学・停学期間を除いて 2 年以上在学すること
- ② 合計 32 単位以上を修得すること
- ③ 基礎科目の「知の理論」の単位を修得すること
- ④ 専門基礎科目から 4 単位以上、教育実践科目から 4 単位以上、専門科目から 6 単位以上を修得すること
- ⑤ 展開科目の「探究基礎演習」4 単位、「探究演習」から 4 単位以上を修得すること
- ⑥ 専門職学位論文の審査および修了審査に合格すること

Ⅱ-6-2 修了要件が学生に周知されていること。
・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

修了認定基準は大学院生便覧に明記されており、導入集中授業「ガイダンス」においても学生に説明されます。

Ⅱ-6-3 修了要件に則して、修了認定が実施されていること。
・修了認定について、修了要件を適用する手順どおりに実施されていることを確認する。

単位修得状況および専門職学位論文の審査結果を踏まえて、修了審査委員会による修了審査が実施されます（修了審査規程）。

修了審査委員会は、研究科長を長とし、専任教員 3 名以上 5 名以内の委員で構成されており、2024 年度（令和 6 年度）は、研究科長を含む 3 名の専任教員によって構成されました。

審査にあたっては、①成績状況、②履修状況、③出席状況からなる「判定表」を基礎とし、すべての委員が 100 点満点中 60 点以上と評価した場合、合格となります。

また、判定内容の確認や意見聴取のため、学生との面談が行われることがあります。合格点に満たない学生に対しては、履修指導が行われます。

専門職学位論文の審査については、正確性および公平性を担保するため、主査と副査（2 名）による審査体制が採用されています。評価観点としては、① 課題設定の明確性・適切性、② 論理的整合性、③ 実務への応用可能性、④ 創造性・新規性、⑤ 手法の適切性が設定されており、それぞれについて 4 段階で評価されます。この 4 段階評価の基準を明確にするために、教育研究委員会により『専門職学位論文ルーブリック』が作成されています。

以上より、修了審査委員会は、単位修得状況および専門職学位論文の審査結果を踏まえて修了審査を実施しています。

基準Ⅱ-7 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的開催され、機能していること。

【評価結果】 基準Ⅱ-7 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-7-1 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。

- ・産業界・地域社会と連携する体制を確認する。
- ・教育課程の開発・開設が、産業界・地域社会と連携しつつ進められていることを確認する。

教育課程連携協議会規程（規程 4-24 号）に基づき、教育課程連携協議会が設置されます。この協議会では、産業界等との連携による授業科目の開設、教育課程の編成および実施に関する基本的な事項、ならびにそれらの実施状況の評価に関する事項について審議が行われ、研究科長に対して意見を述べることでとされています。その意見を踏まえて、教育課程の編成が実施されます。松原市や万博首長連合との連携も確認されており、教育課程連携協議会が実質的に機能していることが窺えます。

上記以外に、他大学と連携した実務家教員の養成の取り組みも行われています。

Ⅱ-7-2 教育課程連携協議会について、その構成員が適切であり、定期的開催され、機能していること。

- ・教育課程連携協議会の構成員、開催状況および議事録を確認する。

教育課程連携協議会は、教育課程連携協議会規程（規程 4-24 号）に基づき、以下の委員から構成されています。

- ・研究科長が指名する教員その他の職員
- ・各研究科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
- ・社会構想大学院大学の教員その他の職員以外の者であって研究科長が必要と認めるもの

令和 6（2024）年度の教育課程連携協議会委員一覧（実務教育研究科）により、構成員が適切であることを確認できます。また、2024 年 7 月 26 日に教育課程連携協議会が開催され、産業界との意見交換が行われています（2024 年度実務教育研究科教育課程連携協議会議事録）。

以上の内容を総合して、「領域Ⅱを満たしている。」と判断します。

領域Ⅱの基準について

【優れた成果が確認できる取組】

- 特にありません。

【特色ある取組】

- シラバスの事前・事後学習欄に記載のある「コメントペーパー」あるいは「ミニットペーパー」は学修の実質化を図る特色ある取り組みです。
- 文部科学省の「持続的な産学協同人材育成システム構築事業（マッチング事業）」による実務家教員養成課程は、特色ある取り組みです。

【改善が望まれる事項】

- 特にありません。

領域Ⅲ 教育研究実施組織

基準Ⅲ-1 教育研究実施組織が、教育実践大学院の目的に則して、適切に構成され、教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。

【評価結果】 基準Ⅲ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-1-1 教育研究実施組織が、教育実践大学院の目的に則して、適切な構成となっていること。

・教育研究実施組織が、教育実践大学院の目的と整合性があることを確認する。

知識社会学および教育学を中心的な研究分野として、社会や実践に結びついた理論（実践の理論）の創造やその伝達・普及が実践できる高度専門職業人の育成およびその研究に取り組み、当該領域の教育および研究のレベルの維持・発展に貢献する専任教員を配置する方針です。

具体的な編制方針としては、知識社会学を専攻する教員1名を研究科長とし、学校教育・社会教育・教育産業を専門とする教育学の教員3名、関連分野として教育社会学および現代社会論の教員を各1名、さらに人材育成に関連する制度論および実践的な理論を専門とする教員を各1名配置します。

この研究科の職員組織（令和6年度）は、学生対応および授業支援等を担当する教務課事務職員2名、広報および学生募集・入学試験等を担当する入試課事務職員2名、企画管理および教育研究支援等を担当する学務部事務職員2名の合計6名で構成されています。

以上より、この研究科の目的と整合性があり、適切な構成となっています。

Ⅲ-1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。

・専門職大学院設置基準等各設置基準に照らして、専任教員数、実務家（実務の経験を有する）教員数、研究能力を併せもつ実務家教員数等が適切に配されていること。

・下記の各号のいずれかに該当する者が、専門職大学院設置基準第五条が定める数以上配置されていること。

① 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

② 専攻分野について、高度な技術・技能を有する者

③ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

・必要専任教員数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（実務の経験等を有する専任教員）が配置されていること。

専門科目には、① 実践の場での活用と結びついた固有の知識に関する理論の創造・社会的位置づけ・理論との融合を中心に学修する「知識社会領域」、② 組織における知の収集・体系化・継承を中心に学修する「組織学習領域」、③ 社会ニーズを踏まえた次世代の学習理論や学習プログラムの開発、それを踏まえた教育産業・教育事業の運営・マネジメントを中心に学修する「教育構想領域」の三領域が設定されています。

専任教員については、① 知識社会領域3名、② 組織学習領域2名、③ 教育構想領域3名が配置され、専門職大学院設置基準で定められた必要数（7名）を上回っています。各教員は設置認可申請における教員審査に合格しており、法令上求められる基準を満たしています。

専任教員のうち実務家教員は5名であり、「文部科学大臣が別に定める数」に対して、おおむね4割以上の人数が確保されています。

各教員は、それぞれの専門分野に関して高度な教育上の指導能力を発揮できる授業科目を担当しており、実務家教員5名についても、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当しています。

基礎科目、専門基礎科目、教育実践科目、専門科目、展開科目の合計 42 科目のうち、教育上主要な科目である「知の理論」「探究基礎演習」「探究演習」には、すべて専任教員が充てられています。

基準Ⅲ-2 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。

【評価結果】 基準Ⅲ-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-2-1 教授会等が、教育研究活動等に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、教育研究活動等に係る責任の所在が明確になっていること。

- ・教員組織における責任体制を確認する。
- ・教授会等について、構成、責任体制、審議事項、権限委任事項、開催頻度等を確認する。

教員組織の責任体制は、学則第 31 条に明示されています。同条第 1 項には「学長は大学院の学事を掌り、所属教職員を統轄する。」と定められており、学長が大学院の意思決定および教学マネジメントの責任者です。第 3 項には「研究科長は学長および副学長を補佐し、大学院に関する事項を統括する」と定められており、研究科長は、学長補佐であるとともに、当該研究科の運営責任者です。

教育研究活動等に係る重要事項を審議する組織として、「教授会」および「大学運営会議」（いずれも年 6 回開催）が定められています〔教授会規程（規程第 4-6 号）および大学運営会議規程（規程第 4-27 号）〕。

教授会は、専任教員で構成され、① 授業・指導および担当者に関する事項、② 入学・休学・退学等、学生の身分に関する事項、③ 研究の成果や修了の審査に関する事項、④ 学生の指導および賞罰に関する事項、⑤ 上記に付随する事項について審議し、学長に意見を述べます。

大学運営会議は、学長、学監、各研究科長、先端教育研究所長、各研究科から選出される専任教員 1 名、事務局長、学長が指名する者により構成され、① 大学の運営に関する基本方針、② 規則等の制定・改廃、③ 研究科の設置および改廃、④ 学生定員に関する事項、⑤ 委員会の設置・廃止および委員の選任、⑥ その他大学の運営に関する重要事項について審議し、各研究科の調整を図ります。

ただ、特定の教員に業務が集中している状況が垣間見えるため、責任分担の適正化についても配慮が望まれます。

基準Ⅲ-3 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていること。

【評価結果】 基準Ⅲ-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-3-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制が確保されていること。

- ・管理運営のための組織の責任体制と事務組織の関係を確認する。
- ・管理運営に係る合議体、教員と事務職員が構成員として参加していることを確認する。

教職員の連絡会議である「研究科会議」（毎週開催）において、研究科運営の中核を担う教職員間で、学生の受入状況や教育状況等が共有されます。これに基づき、学生募集施策や授業への

出席状況、問題を抱える学生への対応、授業運営上の課題、さらには管理運営体制の見直しなどが審議されます。

学生受入の状況についてはアドミッション・オフィスが、教育研究内容については教育研究委員会が、管理運営体制については総務・学生委員会等が、それぞれ議題として取り上げられ、審議が行われます。

Ⅲ-3-2 管理運営に従事する教職員の能力の質向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）が実施されていること。

・SDの実施内容・方法および実施状況（参加状況を含む。）を確認する。

キックオフミーティングが毎年度開催され、理事長が教職員に対して方針や目標の共有、進捗状況の確認を行っています。

スタッフ・ディベロップメント（SD）については、「年度の方針」「広告制作の実務」「情報セキュリティ」「マーケティング・クリエイティブの基礎」等のテーマで、年間を通じて継続的に実施されています。

特色ある専門職大学院大学の事務に特化したノウハウを蓄積し、人事計画の安定的な策定を図るため、事業構想大学院大学（学校法人 先端教育機構が設置）との連携のもと、SD（スタッフ・ディベロップメント）実施委員会が組織されています。

以上の内容を総合して、「**領域Ⅲを満たしている。**」と判断します。

領域Ⅲの基準について

【優れた成果が確認できる取組】

- 特にありません。

【特色ある取組】

- 特色ある専門職大学院大学の事務に特化したノウハウの蓄積をめざしたスタッフ・ディベロップメント（SD）は、特色ある取組です。

【改善が望まれる事項】

- 特定の教員に業務が集中している状況が垣間見えますため、責任の分担についても配慮が望まれます。

領域Ⅳ 教育研究環境

基準Ⅳ-1 教育環境の維持・向上のために、入学者受入方針に則して入学者の受入が適切に実施され、在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること。

【評価結果】 基準Ⅳ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅳ-1-1 入学者受入方針に沿った体制・方法が採用され、入学者選抜が公正かつ適正に実施されていること。

- ・入学者選抜実施体制の整備状況（組織の役割、構成、意思決定プロセス、責任の所在等）を確認する。
- ・入学者選抜方法が入学者受入方針に適合していることを確認する。
- ・入学者選抜の実施方法および実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者および飛び入学しようとする者に対して適切な配慮がなされていることを確認する。
- ・社会人等の多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることを確認する。
- ・障害のある者に対して特別措置等を行っていることを確認する。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）と養成する人材像についても募集要項に記載され、教育目的・方針がより具体的にイメージできるよう工夫されています。

一般入試と企業派遣推薦型の推薦入試が実施されており、入学試験は書類審査、筆記試験、面接試験（オンラインでも実施されます。）によって実施されます。これらは、それぞれ適切な実施体制のもと、「面接試験・試験官のグランドルール」の作成など公正に実施されています。

障害のある者など、特別な措置を必要とする志願者については、募集要項上に記述はありませんが、面接はオンラインでも実施可能であり、授業はほとんどオンラインであることから、対応可能です。

社会人への配慮については、面接試験の希望日時や実施形態など柔軟な対応が行われています。実際、入学者の大部分は、社会人経験者です。

Ⅳ-1-2 収容定員に対する在籍者数の割合が適正であること。

- ・過去5年間の収容定員に対する在籍者数（原級留置者および休学者を含む。）の割合を確認する。
- ・上記の割合が継続的に不適正（収容定員数の±10%を超える）となっている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

この研究科の在籍数については、設定された収容定員に基づいて適切に管理されています。研究科開設後の平均収容定員充足率（2021年度～2025年度）は106%であり、適切な収容人数が確保されています。

Ⅳ-1-3 入学定員に対する実入学者数の割合が適正であること。

- ・過去5年間の入学定員に対する実入学者数の割合を確認する。
- ・上記の割合が継続的に不適正（入学定員数の±10%を超える）となっている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

この研究科開設後の平均入学定員充足率（2021年度～2025年度）は101%であり、入学定員に対して実入学者数の割合が適正です。

基準IV-2 継続的な研究成果を創出するための環境整備および学修環境整備が実施され、有効に活用されていること。

【評価結果】 基準IV-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-2-1 教育研究活動等を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されていること。

- ・必要な種類、規模、質および数の講義室、演習室、自習室、図書室、教員室その他の施設が備えられていることを確認する。
- ・図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する。
- ・施設・設備について、学生および教員等の利用に支障がないように配慮されていることを確認する。

教育研究等環境の整備に関する方針が以下のように策定されており、この方針に基づいて環境整備が実施されています。

- ・快適かつ機能的な施設・設備の整備を行うとともに、安全・衛生のための適切な管理を行う。
- ・双方向型オンライン授業・ハイフレックス授業の効果的な実施をはじめとした教育研究機能向上のため、ICT 環境の積極的な改善を図り、社会人院生が無理なく就学と就業を両立できる環境の充実に取り組む。
- ・図書館には各専門職大学院の特色を生かした蔵書資料を収集する。また、法人が設置する大学をはじめとした他の教育研究機関との相互協力・交流を推進し、互いに学術情報流通拠点として利用できるよう体制を整備する。

オンライン授業が中心であり、教員室・講義室・演習室・図書館などの設備は、おおむね充足しています。

図書館は、3 研究科共通の施設であり、規模的には問題ありませんが、実務教育関連の図書冊数や学術雑誌数については、少ない印象を受けます。特に、実務教育関係の専門書の充実が望まれます。

オンラインやリモートを前提とした教育環境や学生サービス（電子ジャーナルの閲覧、図書室資料の閲覧・貸出の仕組み等）も整備され、活用されています。

IV-2-2 施設・設備における安全性が配慮されていること。

- ・施設・設備の耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。
- ・施設・設備の老朽化に対する対応状況について確認する。
- ・防犯カメラの設置等、安全・防犯面への配慮を確認する。
- ・施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮なされていることを確認する。
- ・施設・設備について法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。。

教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備は、大学設置基準および教育研究等環境の整備に関する方針に基づいて整備されており、有効に活用されています。

他の教育研究機関との相互協力・交流が推進され、互いに学術情報流通拠点として利用できるよう体制が整備されています。

校舎入口には、部外者の立ち入りを制限するセキュリティシステムが導入されており、適切に運用されています。

施設については、耐震基準を含む適切な診断を受けています。

図書館および院生サロンはバリアフリーに対応しており、車椅子利用者にも配慮された設計となっています。

IV-2-3 教育研究活動等を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていること。

- ・教職員および学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境の整備状況や活用状況を確認する。
- ・ICT 環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。

学内のすべてのエリアにおいて無線 LAN が整備されており、大学院学生や教職員は、各エリアで設定された ID・パスワードを用いてネットワークを利用できる環境が整備されています。

LMS として Microsoft Teams が用いられており、学生や教職員は自由にチャットや会議を行うことができる環境が整備されています。学生は、LMS 上で自主的にグループワークに取り組み、授業内容についてのディスカッションも活発に行っています。また、Microsoft Teams の教員用マニュアルも用意されています。

教員のオフィスアワーについても、LMS 上で予約を行い、指導を受けることができる体制が整えられています。

ネットワークや LMS の運用に関しては、適切なセキュリティ対策が講じられており、安全性が確保されています。

IV-2-4 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学修環境が整備され、効果的に利用されていること。

- ・自主的学修環境の整備状況については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。

図書室は、事業構想大学院大学と共用となっていますが、来校する学生数に応じた環境が整備されています。図書室内の閲覧席のほか、隣接する学生サロンでも貸出処理を経ずに図書を閲覧できます。集中して閲覧したい場合や自習を行う際には、図書室内の閲覧席が利用できます。

学生サロンは、大学院生同士の交流や教員を交えたディスカッションの場としても活用されており、アクティブ・ラーニングエリアとしての機能を果たしています。

リモートを中心に教育研究を進める学生に対しては、自主学習を支援するための設備や体制が整備されており、電子資料の閲覧や学習支援の仕組みが活用されています。

基準IV-3 教育研究活動等を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立され、管理運営体制が整備され機能していること。

【評価結果】 基準IV-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-3-1 教育研究活動等を支える施設・設備を運用するために必要な予算を配分し、経費が執行されていること。

- ・過去 5 年間の予算・決算の状況を確認する。

社会構想大学院大学としての中・長期の財政計画については、社会構想大学院大学運営方針として、以下の通り策定されており、この財務方針に則って教育研究活動に必要な予算が配分され、適切に執行されています。

- ① 教育研究環境の維持・向上のため、財務的基盤を安定的かつ強固なものとするために、中期計画に基づく戦略的な予算編成を行う。
- ② 理事会で承認された事業計画及び予算に基づき、適切に予算を執行する。
- ③ 予算執行の適切性を判断するため、各部署のコスト構造を把握する。

実際の予算・決算の状況については、訪問調査時に関連資料を閲覧し、予算の執行状況が適切

であることを確認しました。

なお、公益財団法人大学基準協会によって実施された機関別認証評価（2023 年度）では、「教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立している。」と判断されました。

IV-3-2 施設・設備の管理運営組織が、適切な規模と機能を有していること。

・管理運営のための組織の状況について、規模や機能状況を確認する。

校舎、講義室、研究室などを含む施設は、下記の通り、適切な規模と機能を有しています。

① 校地・校舎の整備：校地は東京メトロ表参道駅から徒歩 1 分の交通至便な場所に位置しています。2025 年度現在、3 号館の 1～4 階、この研究科と同じ学校法人が運営する事業構想大学院大学と共用する 2 号館の地下 1 階、2 階、4 階、6 階、8 階の 5 フロア、1 号館を借用しており、十分な面積を有しています。上記の共用建物のうち、1 号館 2 階および 2 号館 6 階・8 階は、この研究科の専有フロアとなっており、各棟の入口には院生証・教職員証によるカードスキャン式の開錠システムが設置され、セキュリティが確保されています。

大学事務局、図書室、院生サロンなど、研究科運営に必要な設備が整備されています。

② 講義室・演習室：講義室と演習室を合わせて 14 室が設けられており、研究科全体で共有して利用されています。講義室の机と椅子はすべて可動式で、履修者数や授業の形式に応じて自由に配置を変更できる構造となっています。すべての教室に Teams 連携システムが導入されており、双方向型オンラインと対面授業を組み合わせたハイフレックス型授業に対応しています。

③ 研究室：12 室設置されており、専任教員（研究者専任教員 3 名〔教授 1 名、専任講師 1 名、助教 1 名〕、実務家専任教員 5 名）が利用しています。研究室は主に教員の研究活動や授業準備等を行う執務スペースとして位置づけられ、学生相談や個別指導については、ハラスメントへの配慮から、基本的に研究室ではなく演習室が使用されています。

施設・設備の管理運営組織に関する資料を訪問調査時に確認し、管理体制が整備されています。

基準IV-4 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われていること。

【評価結果】 基準IV-4 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-4-1 履修指導、学修相談・助言が、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われていること。

- ・学生のニーズに応える履修指導・学修相談・助言等が行われていることを確認する。
- ・オンライン授業を行っている場合には、そのための履修指導の体制を組織として整備し、指導・助言が行われていることを確認する。
- ・ネットワークを活用した学修相談等、履修指導、学修支援が行われていることを確認する。
- ・長期にわたる教育課程の履修を認めている場合には、それを確認する。

授業開始前の一週間には「導入集中授業（ガイダンス）」が実施され、学習の前提となる知識やツールについての理解を深めるとともに、履修案内が行われます（導入集中授業時間割〔大学院便覧〕）。履修登録期間中には、専任教員（2 名）が、履修科目選択や学修計画に関する個別相談を担当し、学生の履修計画の立案を支援します。

大学院便覧には、専任教員および客員教員の連絡先、ならびに専任教員のオフィスアワーが周知されており、学生が教員に連絡しやすい体制が構築され、活用されています。学生の多くは社会人であり、個別相談日程やオフィスアワーは基本的に平日夜間または土曜日昼間に設定されています。当該時間帯に都合がつかない学生に対しては、別途個別相談が行われています。

修学上の事務手続きについては、社会構想大学院大学事務局受付カウンターにて対面で受け付けているほか、LMS 上に共通の事務局アカウントが設けられており、学生はいつでもチャットで個別の相談を行うことができる体制が整備されています。

履修登録や演習選択に関する事務相談、授業予定・行事・審査会等に関する質問、各種証明書発行や申請手続き等については、対面およびチャットの両方で対応可能であり、学生が利用できる環境が整っています。

大学全体で約 100 名の在学生に対して、平均 3 ～ 5 件／日の質問や相談が寄せられており、事務局が柔軟かつ迅速に対応しています。

連絡を受けた事務職員および教員が対応可能なものはその場で対応し、関係者による合議が必要な事項については、教職員の実務上の連絡会議である研究科会議にて協議されます。研究科会議で対応できない事項については、教員組織である「教育研究委員会」「演習担当教員会議」または「教授会」にて共有され、最終的な対応の決定が行われていることがあります。

IV-4-2 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を必要とする学生に対する学修支援を行う体制が整備されていること。

- ・履修上特別な支援を必要とする学生への学修支援の実施状況について確認する。
- ・障害のある学生に対する支援については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。
- ・履修上特別な支援が必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、学修支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。

肢体不自由および病弱者を対象として、出願時に「状況報告書」「診断書」もしくは「障害者手帳」の提出を受け、受験時および入学後に必要な配慮が行われています。（障害のある方に対する受験上の配慮 ガイドライン）。

肢体不自由および病弱の方への支援体制については、制度として整備され、適切に運用されています。なお、それ以外の障害のある学生や留学生については、これまでに受け入れ実績はないものの、今後受験の希望があった場合には、個別の状況に応じて配慮を検討する体制が整備されています。

基準IV-5 学生に対して、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等が適切に実施されていること。

【評価結果】 基準IV-5 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-5-1 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること。

- ・学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制の整備状況について確認する。
- ・生活支援等に関する相談や学修、健康、就職等進路に関する助言体制の整備および支援の実績。
- ・奨学金制度、入学科・授業料免除等の学生の経済面の援助に係る整備状況、当該窓口の周知状況および利用実績。

年度内の学費分納および延納への対応が行われています。日本学生支援機構の奨学金貸与制度についても、事務取扱が適切に実施されています。

2024 年度より教育訓練給付金制度の指定講座として認定され、条件を満たす学生が就学にかかる経済的支援として当該制度を活用しています。

独自の経済的支援として教育ローンとの提携がなされており、安定して低い金利でローンを組むことが可能です。また、在学中の金利負担分については大学が支払う仕組みとなっています。

キャリアコンサルタントの資格を有する職員によるキャリア相談室が設置されており、学生や入学検討者に対して、就学中および修了後の進路相談が実施されています。

博士課程への進学や実務家教員を志望する学生に対しては、専任教員が個別相談に応じる体制が整えられており、実際に対応が行われています。

IV-5-2 各種ハラスメントに関して、被害者または相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること。
・各種ハラスメント対応の体制の整備状況について確認する。

専用メールアドレスが設けられており、学生が相談しやすく、プライバシー保護にも配慮された体制が確立されています。ハラスメント相談は、大学院事務室受付または専用メールアドレスを通じて申し入れが可能であり、その後ハラスメント相談委員へ連絡され、個別に対応が行われる体制が整えられています。

学生相談の媒体として LMS が有効に活用されており、学生からの相談や質問を受ける体制の整備にとどまらず、学生生活を送る上での利便性が高いことも確認できています。

以上の内容を総合して、「**領域Ⅳを満たしている。**」と判断します。

領域Ⅳの基準について

【優れた成果が確認できる取組】

- 特にありません。

【特色ある取組】

- LMS として Microsoft Teams が教学面のみならず、学生相談の媒体としても有効活用されています。

【改善が望まれる事項】

- 実務教育関連の図書や学術雑誌の充実が求められます。特に、実務教育関係の専門書の充実が望まれます。

領域Ⅴ 内部質保証

基準Ⅴ-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制・手順が明確に規定され、適切に実施され、教育研究等の質の維持向上が図られていること。

【評価結果】 基準Ⅴ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

V-1-1 教育研究等の質および学生の学修成果の水準について、継続的に維持向上を図るための体制が整備されていること。

- ・自己点検・評価の実施に責任をもつ組織および責任者の役職名（最終的な責任者が学長であることを前提として、教育研究等の質保証に関して最終的な責任をもつ者）が定められていることを確認する。
- ・教育課程、入学者の受入れ、施設・設備、学生支援等について責任をもつ組織と、自己点検・評価の責任者との連携の状況を確認する。

内部質保証に関する方針および自己点検・評価委員会規程（規程第4-17号）に基づき、内部質保証に責任を負う組織として「全学的自己点検・評価委員会」が設置されています。

自己点検・評価のプロセスとしては、各研究科に設置される部門別自己点検・評価委員会が点検・評価を行い、その結果を教育課程連携協議会に報告するとともに、同協議会から受けた意見を踏まえて自己点検・評価報告書が作成され、全学的自己点検・評価委員会へ提出されます。

全学的自己点検・評価委員会は、提出された報告書の内容の妥当性について点検・評価を行い、各部門へ提言・助言を行います。提言・助言を受けた「部門別自己点検・評価委員会」が改善計画を策定・実行し、「全学的自己点検・評価委員会」がその実現を補助することで、全学的な自己点検・評価が実施されています。

V-1-2 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定され、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や成果が分析されていること。

- ・自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていることを確認する。
- ・自己点検・評価の実施にあたり、資格試験合格率、標準修業年限内卒業率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われていることを確認する。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の自己点検・評価が実施されており、継続的な教育の質保証に向けた取り組みが行われます。

恒常的な教育状況の確認については、教職員の連絡会議である研究科会議が毎週開催され、研究科運営の中核を担う教員と職員の間で、学生受入状況や教育状況等が共有されています。これに基づき、学生募集施策、授業への出席状況、問題を抱える学生への対応、授業運営上の課題、さらには管理運営体制の見直しなどが随時行われています。

重要な課題である学生受入の状況については、アドミッション・オフィス、教育研究内容については教育研究委員会、管理運営体制については総務・学生委員会等の議題として取り上げられ、審議が行われています。

V-1-3 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること。

- ・自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、実施状況および成果を確認する。

自己点検・評価の内容は、教授会および各種委員会活動を通じて教員へ共有されており、課題に対しては内容に応じて、全学的自己点検・評価委員会、教育研究委員会、事務局、研究科連絡

会議、総務・学生委員会、図書委員会、先端教育研究所等において改善策が検討されます。

これらの委員会の検討をもとに、個々の教員がそれぞれの教育研究の質向上を図ることとされており、その結果および省察については、毎年度提出が必須となっている教員個人調書の更新によって確認される体制が整えられています。

以上により、自己点検・評価の結果に基づき、改善や対応が必要な場合には具体的な取り組みが行われ、その効果が実証される体制が整備されています。

基準V-2 教育研究等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされているとともに、社会からのフィードバックが教育研究等の質の維持向上に活かされていること。

【評価結果】 基準V-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

V-2-1 法令等が公表を求める事項が公表されていること。

- ・教育実践大学院の目的、学位授与方針、教育課程編成方針および学生受入方針、その他法令が定める教育研究等についての情報を社会に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

ホームページには、法令等により公表が求められる情報が公開されており、学内組織図、沿革、財務情報、入学者数等の学生に関する情報、教育研究上の目的等の教育研究に関する基本情報、教育上の目的に応じて学生が修得すべき知識および能力に関する情報（いわゆる三つの方針、教育内容）、教育課程連携協議会の議事録等が、項目ごとに閲覧できるよう整理されています。

ホームページには、各研究科の三つの方針やシラバスのほか、主要授業の紹介、履修モデル、修了生の紹介、在学生のライフスタイル紹介、教員の教育研究活動に関する情報も掲載されており、学外の関係者に対しても教育内容や特色が分かりやすく伝わるよう工夫されています。

V-2-2 社会からのフィードバックを教育研究等の質の維持向上に資する体制が整備され機能していること。

- ・教育研究等の情報の公表に対する社会の反応を分析して、維持向上に資する体制を確認する。
- ・その体制が機能した事例を確認する。

教育課程連携協議会の議事録によると、委員から様々な指摘に対して大学院側が説明責任を果たし、研究教育の質向上に活かそうとする姿勢が確認されます。

例えば、令和6年7月26日に実施された教育課程連携協議会では、大学院からの説明に対して、各委員より、それぞれの産業界・領域における知見や現状把握に基づき、社会教育士関連科目や職業教育・訓練に関連する科目、探究演習・探究基礎演習（展開科目）、Eラーニング等に関する具体的なフィードバックが寄せられています。

これらの意見は、内部質保証の制度に基づき、教育研究等の質の維持・向上に活用されています。

基準V-3 教育実践大学院の教育に資する研究のあり方を踏まえて、教育実践関連の学術的研究、教育実践に関する知識・技能の充実や刷新を伴う実務に基づいた研究に継続的に取り組み、教員の質が確保されていること。さらに教育研究活動等を支援・補助する者を含めて、それらの維持向上が図られていること。

【評価結果】 基準V-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

V-3-1 教員の任用および昇任等にあたって、教育上、研究上または実務上の知識、能力および実績に関する判断の方法等が明確に定められ、実際にその方法によって任用、昇任させていること。

- ・教員の任用や昇任等の際し、職階ごとに求める教育上、研究上または実務上の知識、能力または実績の基準が定められていることを確認する。
- ・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況を確認する。
- ・教員の担当する授業科目が、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されていることを確認する。

教員の任免については、学校法人 先端教育機構の教員任免規程（規程第 1-13 号）に定められており、同規程に定めのない事項については就業規則に準ずることとされています。

教員任免規程には、教授・准教授・専任講師・助教・客員教授・特任教授・特別講師・非常勤講師の資格について、それぞれの定めがあり、任用および昇格は、学長を委員長とし、副学長・研究科長・教務担当理事を構成員とする人事委員会が、理事長の諮問に対して審議・答申を行い、理事長の承認をもって実施される体制が整えられています。

人事委員会は、任用方針および基準を策定し、任用および承認に際して研究・教育業績等の審査を行うことが、人事委員会規程（規程第 1-14 号）に定められています。

なお、教員の任用・昇任にあたっては、教育上・研究上・実務上の知識、能力および実績に関する判断方法が示されているものの、「優れた業績」等の表現については、具体的な基準が明示されていない部分もあり、判断基準にあいまいな点が残されています。

例えば、査読論文の本数や、実務家教員における役職経験（役員以上、部長以上としての年数等）など、客観的な基準の明示が求められる可能性があり、今後の制度運用において検討の余地があります。

V-3-2 専任教員について、教員の教育研究活動等および教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施し、それによって把握された事項に対して適切な取組が行われていること。

- ・教員の教育研究活動等および教育上の指導能力に関する評価の継続的（定期的）な実施について、規則等で規定していることを確認する。
- ・教員の教育研究活動等に関する業績評価、給与等への反映状況を確認する。

専任教員の評価は、教員評価制度規程（規程第 4-25 号）に基づいて実施されます。教員に対する評価は、教育、研究、社会貢献、組織運営、学生による授業評価の 5 項目から構成されており、年度はじめには教員自身が教育研究活動計画を立案した上で、専門領域に関する大学独自様式の自己評価票を作成することが求められます。

教員による自己評価に加えて、学期末に実施される授業評価アンケートも評価の対象となっており、これらを通じて専任教員の研究活動および教育上の指導能力に関する評価が継続的に実施されています。

実務家教員の業績も研究者教員と同様に評価されており、優れた成果が期待できます。

V-3-3 授業の内容および方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が組織的に実施されていること。

- ・FD の実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業参観等）および実施状況（教員参加状況や参加による効果を含む。）を確認する。FD の実施にあたっては、教育課程方針に則した授業および成績評価が実施されるよう、成績評価基準の内容や各授業科目の到達目標についての認識の共通化が図られていることを確認する。

教員の能力開発を図るために、定期的に FD 研修会が開催されており、兼任教員を含めたこの研究科に所属するすべての教員に参加が義務づけられています。FD 研修会は全学合同で開催さ

れ、専門職大学院で教鞭を執るにあたり求められる基礎的な知識や、教員が直面する課題などがテーマとして設定されます。これにより、教員個人のスキル修得にとどまらず、大学の理念を共有・浸透させる機会としても活用されています。

開催にあたっては、専任教員から構成される「FD 実施委員会」において日程、内容、方法等が検討され、その結果が教授会に報告された上で、最終的な実施方法が決定されています。

2024 年度には FD 研修会が 5 回実施されており、いずれの回も担当教員がテーマに即したプレゼンテーションを行った後、グループワークやディスカッションの時間が設けられています。教員の参加の記録が管理されており、全教員の参加が確保されています。ただ、今後、新任の教員が加わるのが予想されますので、シラバスの書き方に関する初任者研修が必要となります。

全教員の授業が録画されており、それを誰もが観ることができます。これは教員相互の授業参観と同様の効果が期待できますので、優れた成果が期待できる取り組みです。

V-3-4 教育支援者や指導補助者に対して、質の維持向上を図る取組が組織的に実施されていること。

- ・授業担当者と指導補助者の役割分担について確認する。
- ・教育支援者および指導補助者に対する研修等の方針、内容・方法および実施状況等を確認する。
- ＊スタッフ・ディベロップメント（SD）については、基準Ⅳ-4 で確認する。

事務局員および専任教員のうち学長が指名した者が、大学運営会議、教授会、大学運営実務会議（各種委員会等で決定された方針や施策等を実行するための連絡調整を行うための会議）において、定期的に事務局の教育支援者に対して連絡・助言を行い、教育の質の維持・向上が図られています。

年度当初には全学教職員によるキックオフミーティングが実施され、大学院全体の方針共有や意識統一が図られています。

以上の内容を総合して、「領域Ⅴを満たしている。」と判断します。

領域Ⅴの基準について

【優れた成果が確認できる取組】

- 実務家教員の業績が適切に評価されています。
- 全教員の授業が録画されており、それを誰もが観ることができます。これは教員相互の授業参観と同様の効果が期待できます。

【特色ある取組】

- 特にありません。

【改善が望まれる事項】

- 新任の教員が加わるのが予想されますので、シラバスの書き方に関する「初任者研修」が必要となります。

Ⅲ 意見申立ておよびその対応

この分野別認証評価報告書に対して、社会構想大学院大学からの意見申立ては、ありませんでした。

【別紙】 認証評価委員会

令和7年度 社会構想大学院大学 評価チーム

氏名	経 歴
○栗田 佳代子	東京大学 大学院教育学研究科附属学校教育高度化・効果検証センター、 大学院総合教育研究センター 副センター長（兼任）、大学院新領域創成科学研究科革新的学びの創造学寄附講座（兼任）
岡崎 俊彦	元 世田谷泉高等学校 校長
川口 昭彦	専門職高等教育質保証機構 代表理事 大学改革支援・学位授与機構 名誉教授
富川 淳子	公益社団法人 大宅壮一文庫理事、元マガジンハウス雑誌編集長、 跡見学園女子大学文学部現代文化表現学科 元教授
中川 登紀子	ハリウッド大学院大学教授 北興化学工業株式会社社外取締役

○は評価委員会委員長

事務局：一般社団法人専門職高等教育質保証機構

宮川 淳、杉田 直子

IV 参考資料

1.大学の概要

概 要					
大学院名	学校法人先端教育機構 社会構想大学院大学				
所在地	〒107-8418 東京都港区南青山3丁目13-18				
専門職学位課程、研究科の情報			(令和7年 5月1日現在)		
専門職学位課程、研究科の名称	学生数 (人)	専任 教員数	実務家 教員数 (内数)	分野	関係法令等の名称
実務教育研究科	61	8	5	教育実践分野	

2.大学の目的および特徴

目 的
社会構想大学院大学実務教育研究科（以下、「本研究科」という）は「知の実践研究により社会の一翼を担う」という学校法人先端教育機構（以下、「本法人」という）の理念のもと、大学院の目的を下記の通り掲げている（社会構想大学院大学 学則）。 （目的）第1条 広い視野に立って精深な学識を授け、研究教授を通して高度情報社会の課題解決力と価値創造力を有する高度な専門職業人の育成を目的とする。 大学院の目的に基づき、実務教育研究科は設置認可申請時に下記の通りの目的を掲げ、これを本研究科の目的としている。 実務教育研究科は、建学の精神に則り、大学などの高等教育機関をはじめ専門学校等の専門職業人養成機関の教員の養成や、社会におけるあらゆる領域の新たな教育を切り開く人材の育成と資質向上をめざして、専門職業を担うための深遠な学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。 この目的は、実践の場で応用可能な知識を、学術的な理論と実務経験を往還しながら形成し、その知識の伝達と普及の仕組みを社会に実装することを企図したものである。この目的の達成のためには、高度な実務の経験、及び実務から培った知識に加えて、専門的な学術的知見の双方を要する。これらのことを踏まえ、本研究が定める目的は「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という学校教育法第九十九条の定め に合致するものである。なお、令和4（2022）年度からは学則を改正し、研究科固有の目的を対外的に明示している。

特 徴

実務教育研究科実務教育専攻は、2021年4月に開設した専門職大学院である。本研究科は、教育の領域を掲げる専門職大学院でありながらも教職大学院ではないという点で、これまでの教育系専門職大学院とは趣を異にしている。その由来は、本研究科が掲げる教育目標と密接にかかわっている。本研究科は、社会学と教育学の融合領域として成立している。現代社会において要請されているのは、ただの既存の知識を伝達するだけではなく、社会のなかで知識が作り出され、社会でいかに知識が活用されるのかを含むものであるはずだ。

我が国では、AIなどの科学技術の急速な発展による産業構造の変化、あるいは少子高齢化による社会構造の変化など高度に複雑化した社会における課題解決を目指したSociety 5.0に向けて歩みを進めている。Society 5.0の本質は、様々に流通する情報・知識を利活用して新たな価値創造をする点にあるといえる。それは言い換えれば、50年以上前に提唱された「知識社会」に他ならない。

知識社会においては、新たな種類の知識を創造し、それを伝達・活用することが重要性を帯びる。そうしたなかで、知識の創造・伝達・活用の結節点となるのが、ほかならぬ教育である。

知識社会では知識が社会の中心の要素になるため、知識の生産が絶えずおこなわれる。その結果、知識の流動性も高まる。人生100年時代の社会では、生涯を通じて知識と時代の変化に応じた技能の獲得ができるように「いつでも、どこでも、何度でも学べる環境」をつくることが重要となる。知識社会が唱えられていた当初から指摘されていたように、知識社会と生涯学習社会は表裏一体なのである。

こうした（生涯）学習社会の実現のためには、それぞれの個人が学習したことにより得られるさまざまな経験や知識等の「知」が社会のなかで「循環」し、それがさらなる「創造」を生み出すことにより、社会全体が発展していく持続可能なシステムが社会の中に構築される必要がある。そのためには、国民それぞれが学ぶことのできる機会の充実を図るのみならず、人々の経験や知識等の幅広いあらゆる「知」が社会の中の様々な主体間（例えば、地域と学校、大学と企業、各家庭間等）や世代間で共有・継承され、それらの学習した成果が活用され、社会に還元される仕組みを形成していくことが、我が国社会全体の教育力の向上につながるものであり重要である。

3 領域ごとの自己評価結果概要

領域Ⅰ

本研究科では、学校教育法第九十九条の規定に沿って、本法人の理念と本学の建学の精神を実現させるために、学則で研究科の目的を定めている。この目的は実践の場で応用可能な知識を、学術的な理論と実務経験を往還しながら形成し、その知識の伝達と普及の仕組みを社会に実装することを企図したものであり、育成しようとする人材像その他の教育研究上の方向性が明示されていると言える。

また、授業評価アンケート、修了時の修了生アンケートを通じて、教育実践大学院に求められる学修成果が適切に把握されており、そして、授業評価アンケートの結果の数値は高く、修了後の修了生アンケートにおいては本研究科の教育にたいする高い評価が得られていることから、適切に評価されていると言える。以上、本学においては、教育実践大学院の目的および学修成果大学院の目的が適切に設定され、その目的に則した人材養成がなされている。

領域Ⅱ

本研究科の修了認定・学位授与方針については、本研究科の目的に則して、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」が策定されており、学生が身につけるべき資質・能力の目標は具体的かつ明確に示されている。

「教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）」として策定されている教育課程編成・実施方針は、修了認定・学位授与方針である「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」と明確に対応し、整合的なものであると言え、かつ、教育課程の編成方針、教育方法に関する方針、学修成果の評価方針等を具体的かつ明確に示されている。

これらの「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」および「教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）」に即して、教育課程は編成されており、授業科目は教育実践大学院として相応しい内容・水準となっている。

また、これらの「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」および「教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）」に即して、専門職業人養成機関の教員の養成や、社会におけるあらゆる領域の新たな教育を切り開く人材の育成という目的を反映させた授業形態・方法、学修指導法が採用されていると言える。

また、教育課程編成・実施方針である「教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）」には成績評価基準が明記されており、それらは学生に周知されているとともに、その実施のための成績評価の適切性の確認や異議申立ての仕組みが組織的に設けられている。

ならびに、修了認定・学位授与方針である「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」則して修了要件が策定されており、明確な評価基準にもとづき適切に実施されているとともに、これらが学生に周知されている。また、本研究科の教育課程の開発、開設、改善は、主に教育課程連携協議会を通して、産業界等と連携しつつ進められている。

領域Ⅲ

本研究科の教育研究実施組織は、目的に則して、適切な形で規模・構成で整備されており、また、実務の経験等を有する教員も適切に配置されている。それらは学校教育法、専門職大学設置基準等の関係法令に定められた要件を具備している。また、教育研究活動等を展開していくための教授会や大学運営会議等の重要事項を審議する会議が置かれており、必要な活動を行なっている。また、大学院を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保されているとともに、SD等の教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されている。

領域Ⅳ

入学者受入方針に沿った公正かつ適切な体制・方法の下で、入学者選抜が実施されている。また、収容定員に対する在籍者数は平均して±10%以内と適正な数となっているとともに、入学定員に対する実入学者数も平均して±10%以内と適正な数となっており、授業実施にあたり入学者数が適正な規模となっていると言える。適切なICT環境など教育研究を実施するために必要な施設・設備および自主的学習のための施設、学修のための資料、文献、インターネット資源等を効果的に利用できる学術情報環境が、適切に整備されていると言える。また、教育研究活動等を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立されており、それらの管理運営体制は整備され機能している。

学生に対するガイダンスは適切に実施されおり、加えて学生のニーズに則した履修指導や学修相談の体制が整備されている。

また、学生に対する生活や進路、ハラスメント等に関する相談・助言体制等が整備されているとともに、経済的に就学が困難な学生に関する援助等の対応策および障害のある学生等、特別な支援が必要と考えられる学生に対する支援の体制も適切に整備されている。

領域Ⅴ

「内部質保証に関する方針」及び「自己点検・評価委員会規程」にもとづく「全学的自己点検・評価委員会」および点検・評価を行う研究科に設置されている「部門別自己点検・評価委員会」により、教育研究等の状況について自己点検・評価を行うとともにその結果に基づき教育研究等の質の維持向上に継続的に取り組むための内部質保証に係る体制、維持向上に結びつけるための手順、改善すべき点に関する対応計画の策定・実施は確立されている。

また、教育研究等の状況に関する基本的な情報および、自己点検・評価の結果等の法令により公表が求められている情報が適切に公表されている。

また、教員の採用・昇任に係る規定、教員評価の仕組み、ファカルティ・ディベロップメントは整備されており教員組織の機能は適切に維持されている。

詳細は大学院ホームページ 「情報公開」 をご覧ください。

<https://www.socialdesign.ac.jp/about/documents>